

公益財団法人山形県市町村振興協会市町村職員中央研修所・  
全国市町村国際文化研修所研修受講助成金交付要綱

平成25年 4月 1日  
改正 平成27年 3月16日  
改正 平成28年 3月17日

(目的)

第1条 公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）職員の専門的、実務的資質の向上並びに国際化対応能力等の育成を図るため、市町村職員の市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）並びに全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）が実施する研修の受講に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、市町村とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第3条 各研修機関の受講に対する助成対象経費及び助成金額は、次表のとおりとする。

研 修 機 関	助 成 対 象 経 費	助 成 金 額
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	①研修費 ②研修生活動費 ③教材用図書費	左記経費の合計額に相当する額 以内の額
	④食費	各市町村の規定に基づく食費相当額(食費相当額として明示されていない場合は食費相当部分の額)
	⑤交通費	各市町村の規定に基づく旅費のうち、鉄道賃、航空賃、車賃に相当する額
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー)	①研修費 ②食費 ③研修生活動費 ④教材用図書費	左記経費の合計額に相当する額 以内の額 (ただし、他団体の助成分を除く)
	⑤海外研修費	左記経費または50万円のいずれか低い額
	⑥交通費	各市町村の規定に基づく旅費のうち、鉄道賃、航空賃、車賃に相当する額

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町村は、各研修機関に派遣する者が受講を予定している研修の開講日の7日前までに、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、協会に提出しなければならない。

- (1) 各研修機関の受講に係る決定通知書
- (2) 旅行命令簿の写し

(交付の決定)

第5条 協会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、すみやかに当該市町村に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 市町村は、助成金の交付決定後に研修受講の取り消し、または申請内容に変更が生じた場合は、ただちに助成金変更交付申請書(様式第3号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により変更を承認した場合は、助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により市町村に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 助成金の交付決定の通知を受けた市町村は、各研修機関に派遣した者に係る研修の修了後14日以内に、助成金交付請求書(様式第5号)に当該研修の修了を証する書類の写しもしくは各研修機関より通知のあった研修諸経費を納入したことを証する書類の写しを添えて協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の請求があったときは、審査のうえ、すみやかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所  
研修受講助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会  
理事長 様

団体名  
代表者名 印

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所研修受講助成金の交付を受けたい  
ので、交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 助成金申請額 円

2 1の内訳

受講者の職・氏名	研 修 科 目	経 費 <sup>※1</sup> (円)			
		研修関係費	食 費 <sup>※2</sup>	交通費	計
	合 計				

※1 経費の欄には、交付要綱第3条の規定に基づく経費を記入してください。

※2 市町村職員中央研修所の場合のみ記入してください。

3 添付書類

- ① 研修の受講に係る決定通知書等の写し
- ② 旅行命令簿の写し(但し、食費相当額(市町村職員中央研修所のみ)及び交通費がわかるもの)

様式第2号

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所  
研修受講助成金交付決定通知書

山振協第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人山形県市町村振興協会  
理事長

令和 年 月 日付で申請のあった市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所研修受講助成金の交付を次のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金決定額 円

2 助成内訳

受講者の職・氏名	研修科目	助成金（円）

様式第3号

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所  
研修受講助成金変更交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会  
理事長 様

団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 にて申請した市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所研修受講助成金について、下記のとおり変更が生じたので、交付要綱第6条の規定により、承認を申請します。

記

1 交付の決定を受けている額 円

2 変更が生じた内容及び理由

受講者の職・氏名	研修科目	経費(円)	変更の理由

3 添付書類

経費の変更の場合のみ、経費の変更を証する書類の写

様式第4号

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所  
研修受講助成金変更交付決定通知書

山振協発第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人山形県市町村振興協会  
理事長

令和 年 月 日付で変更交付申請のあった件について、市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所研修受講助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、変更交付について次のとおり承認します。

記

1 既に交付の決定を受けている額 円

2 変更後の交付決定額 円

3 2の内訳

受講者の職・氏名	研修科目	変更後の助成金(円)

様式第5号

市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所  
研修受講助成金交付請求書

令和 年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会  
理事長 様

団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付山振協第 号で交付決定の通知を受けた市町村職員中央研修所・全国市町村国際文化研修所研修受講助成金について、交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 助成金交付決定額※ 円  
2 助成金請求額 円  
3 助成金の振込先

振込先金融機関名			
1 普通	2 当座	3 その他	口座番号
団体 口座名義人	住 所		
	氏 名		

4 添付書類

研修の修了を証する書類の写しもしくは各研修機関に研修関係費を納入したことを証する書類の写し

※交付要綱第6条に基づく変更の決定を受けている場合は、当該決定後の額を記入すること。